

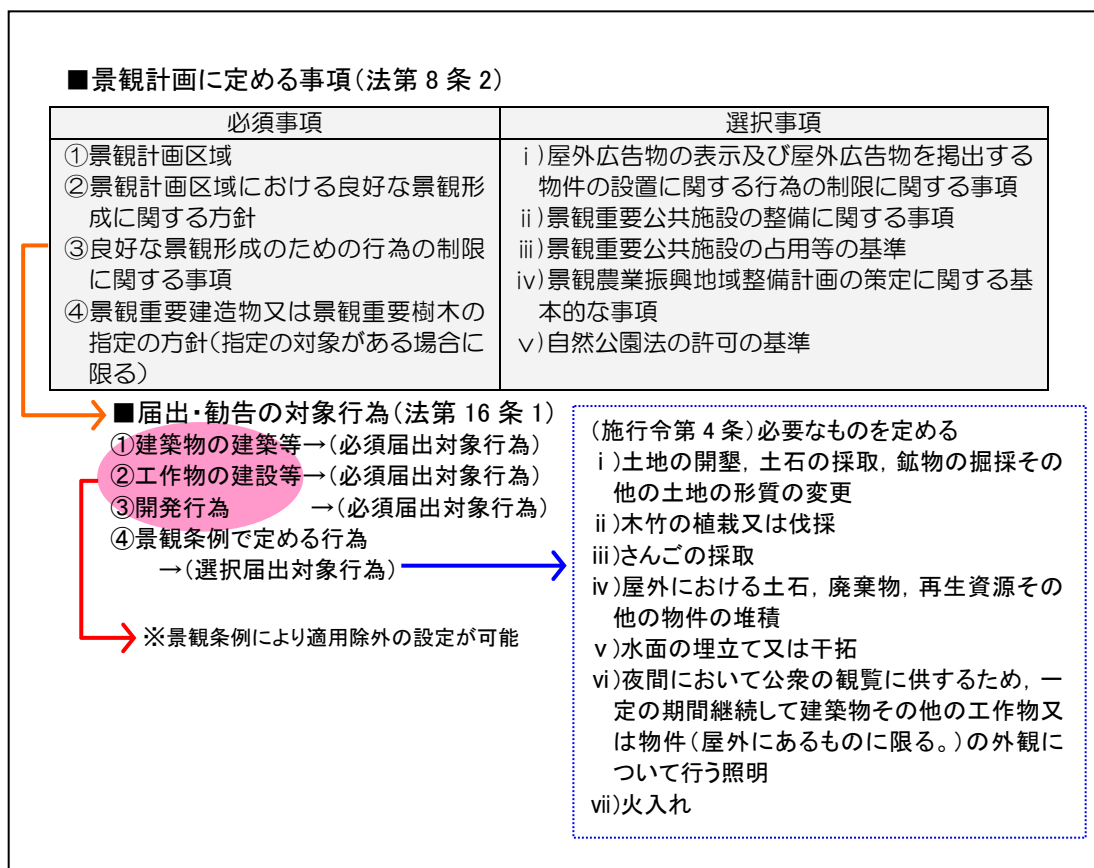
2 景観計画の内容

(1) 景観計画に定める事項

景観計画は、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るために、景観に関する種々の方針及び具体的制限事項等を一体として定める法の根幹となる計画である。

具体的には、「景観計画区域」などを必須事項として定め、これらに加えて、必要に応じて、「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」等を選択して定めることが可能である。

〔必須事項と選択事項〕

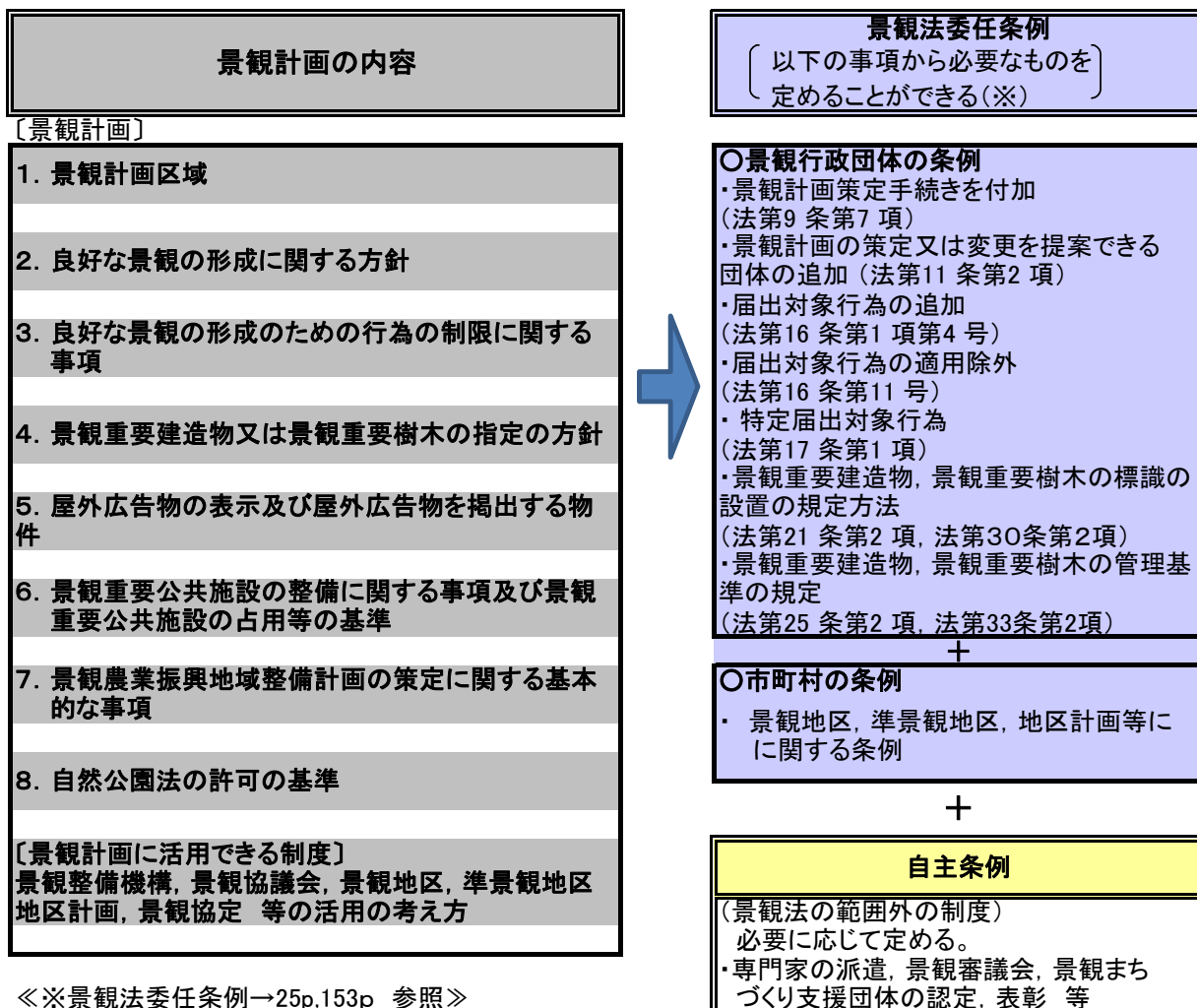


(2) 景観条例

各市町村が景観行政を進めるに当たっては、「景観計画」を策定するとともに、景観法において委任されている事項について「景観法委任条例」を併せて制定することにより運用していくことになる。《※景観法委任条例に定めることができる事項→153p参照》

景観法に基づく景観計画の各項目と「景観法委任条例」及び地方自治法に基づく景観条例(以下「自主条例」という。)との関連性を下記に示す。なお、これまでの市町が策定してきた自主条例がある場合は、その中から法委任できるものを「景観法委任条例」に移行させることができる。それ以外の項目は、引き続き「自主条例」となる。

(参考) 景観法委任条例及び自主条例との関連性は下図のとおりである。



(参考) 条例制定パターン

条例制定パターンとしては、大きく分類して、景観法に基づき新たに条例を制定するパターンと、既存の自主条例から移行するパターンの2つのパターンがある。

1 景観計画策定に当たって市町村が条例を制定するパターン

景観計画＋景観法委任条例＋自主条例

留意事項等

- ◆ 当初は、景観法の委任条例のみで運用してもよい。助成や顕彰等の景観法で委任されていない事項の制度等を創設する場合は「自主条例」として定める。

2 既存の景観条例（自主条例）から移行するパターン

景観計画＋景観法委任条例＋自主条例（景観法に移行した部分を削除）

留意事項等

- ◆ 景観法で委任されている事項について、必要な事項を自主条例から移行するとともに、不足する部分を追加して景観法の委任条例を定める。
既存の自主条例から景観法の委任条例に移行した部分を削除して自主条例として残す。

★ 景観法委任条例の必要性について

法委任条例を制定しない場合、建築物等の形態意匠に関する変更命令ができないほか、景観計画区域内のあらゆる規模の建築物・工作物・開発行為が届出の対象となるため、届出事務が膨大になるおそれがある。

こうしたことから、景観計画を策定する際には、法委任条例を併せて制定することが望ましい。

〇市町村による条例の例（景観法委任条例＋自主条例）

(出典：小田原市景観条例)

小田原市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 景観計画（第7条・第8条）
- 第3章 景観法に基づく行為の規制等（第9条～第14条）
- 第4章 眺望景観の確保の促進（第15条～第18条）
- 第5章 景観評価員（第19条）
- 第6章 支援及び表彰（第20条・第21条）
- 第7章 雑則（第22条・第23条）

附則

- 第1章 総則
- （目的）

第1条 この条例は、小田原における景観の形成の基本理念その他良好な景観の形成に関する基本的な事項、景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画の策定の指針及び同法の施行に関し必要な事項を定めることにより、小田原らしい良好な景観の形成の促進を図り、もって潤いのある豊かな都市環境及び居住環境の創造、観光その他の地域間交流の促進並びに良好な景観の次代への継承に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 小田原らしい良好な景観（以下「良好な景観」という。）は、相模湾、酒匂川、豊かな緑等の自然、古くから城下町及び宿場町として培われた歴史的文化的遺産並びに神奈川県西部の中核都市としての拠点都市機能等の小田原が有する貴重な特色に十分配慮し、それぞれの地域ごとにその地域的な特性を踏まえ、まちの空間は公共のものであるとの基本的な認識の下に、その整備及び保全が図られなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、景観法その他の良好な景観の形成に関する法令による制度を積極的に活用し、良好な景観の形成に関する施策の実効性を高めるように努めなければならない。
- 3 市は、良好な景観の形成に関する重要な施策を策定するに当たっては、あらかじめ、小田原市都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 4 市は、道路、河川、公園、広場その他の公共施設等の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たさなければ

★ポイント

オレンジ色で囲んだ部分が景観法に基づく委任条例、緑色で囲んだ部分が景観形成に必要な市独自の取組を位置付けた自主条例の部分に該当。規制のみではなく、ソフト的な仕組み（景観評価員や支援・表彰制度）を構築しているのが特徴。

ばならない。

5 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な施策を講じなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（定義）

第6条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、景観法において使用する用語の例による。

第2章 景観計画

（景観計画の内容）

第7条 市は、市の全域にわたる良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な計画として景観計画を定めるものとする。

2 市は、景観計画に、小田原の有する貴重な特色が象徴的に現れている地域等良好な景観の形成に関する施策が特に必要と認められる地域を景観計画重点区域として定め、及び当該区域における重点的な良好な景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

3 市は、前項の景観計画重点区域の拡充等、景観計画の充実に努めなければならない。

（景観計画への適合）

第8条 市は、建築物の建築等又は工作物の建設等を行うに当たっては、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させなければならない。

2 建築物の建築等又は工作物の建設等を行う者は、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させるように努めなければならない。

第3章 景観法に基づく行為の規制等

(届出及び勧告等の適用除外)

第9条 景観法第16条第7項第11号の条例で定める行為(次項に規定する区域内におけるものを除く。)は、次に掲げる行為とする。

- ・ 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該建築物の延べ面積(増築にあっては、増築後の延べ面積)が1,000平方メートル未満かつ高さ(増築にあっては、増築後の高さ。第3号及び第5号において同じ。)が12メートル未満のもの
- ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該建築物の延べ面積が1,000平方メートル未満かつ高さが12メートル未満のもの及びこれらの行為による当該建築物の外観の変更の範囲が当該外観の2分の1以内であるもの
- ・ 工作物(擁壁を除く。次号において同じ。)の新設、増築、改築又は移転で、当該工作物の高さが12メートル未満のもの
- ・ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該工作物の高さが12メートル未満のもの及びこれらの行為による当該工作物の外観の変更の範囲が当該外観の2分の1以内であるもの
- ・ 工作物(擁壁に限る。)の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該工作物の高さが5メートル未満のもの及び見付面積(増築にあっては、増築後の見付面積)が100平方メートル未満のもの
- ・ 景観法第16条第1項第3号に掲げる行為
- ・ 景観法第16条第7項第1号に掲げる行為を除くほか、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、都市計画審議会の意見を聴いた上で、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

2 小田原市景観計画(平成17年小田原市告示第119号)に定める景観計画重点区域(以下「景観計画重点区域」という。)内における景観法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、これらの行為による当該建築物の外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル未満のもの
- ・ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、これらの行為による当該工作物の外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル未満のもの
- ・ 前項第6号から第8号までに掲げる行為

(特定届出対象行為)

第10条 景観法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、同法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、同項の規定による届出を要する行為のすべてとする。

(勧告、命令等に係る手続)

第11条 市長は、景観法第16条第3項の規定による勧告、同法第17条第1項又は第5項の規定による命令、第13条の規定による指導、第14条の規定による要請等の同法又はこの条例に基づく処分その他の行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、第19条第1項の景観評価員(次条において「景観評価員」という。)の意見を聴くことができる。

(勧告に従わなかった旨の公表)

第12条 市長は、景観法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に意見陳述の機会を与えた上で、2人以上の景観評価員の意見を聴かなければならない。

(指導)

第13条 市長は、建築物の建築等又は工作物の建設等が景観計画に適合しないものである場合において、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、これらの行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置をとることを指導することができる。

(空地等に係る要請)

第14条 市長は、景観計画重点区域内の空地、建築物又は工作物が、その区域に係る景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、これらの良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るように要請することができる。

第4章 眺望景観の確保の促進

(眺望景観確保促進地区)

第15条 市長は、特定の対象物を一定の視点場から眺望することにより視覚により捉えることができる景観(次項において「眺望景観」という。)を整備し、又は保全するため特に必要があると認める区域について、眺望景観確保促進地区を指定することができる。

2 前項の規定による指定は、次に掲げる事項を定めて行うものとする。

- ・ 眺望景観確保促進地区の名称及び区域
- ・ 眺望の対象物及び視点場
- ・ 眺望景観を整備し、又は保全するために必要となる建築物又は工作物の高さの最高限度、建築物の壁面の位置の制限、工作物の設置の位置の制限その他の眺望景観確保促進地区内の建築物の建築等又は工作物の建設等の制限

(眺望景観確保促進地区の指定の手續)

第 16 条 市長は、前条第 1 項の眺望景観確保促進地区（以下この章において「眺望景観確保促進地区」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

2 眺望景観確保促進地区の案は、当該眺望景観確保促進地区として指定しようとする区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（次条において「土地所有者等」という。）の意見を求めて作成するものとする。

3 市長は、眺望景観確保促進地区を指定したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

4 前 3 項の規定は眺望景観確保促進地区の変更について、第 1 項及び前項の規定は眺望景観確保促進地区の解除について、それぞれ準用する。
(眺望景観確保協定)

第 17 条 眺望景観確保促進地区内の土地所有者等は、共同して、市長と第 15 条第 2 項第 3 号に規定する制限に合意すること等に関する協定（以下この条及び次条において「眺望景観確保協定」という。）を締結するように努めるものとする。

2 市長は、眺望景観確保協定を締結しようとしていない眺望景観確保促進地区内の土地所有者等に対して眺望景観確保協定を締結するように勧告することができる。

3 市長は、眺望景観確保促進地区内の土地所有者等と眺望景観確保協定を締結するに当たっては、第 15 条第 2 項第 3 号に規定する制限を踏まえ必要と認められる範囲内で、当該土地所有者等に対して奨励措置を行うことができる。

(景観地区への移行)

第 18 条 市長は、眺望景観確保促進地区を指定したときは、眺望景観確保協定を締結するための当該眺望景観確保促進地区内の土地所有者等との協議の状況等を考慮しつつ、速やかに、当該眺望景観確保促進地区の区域を景観地区として定めるように努めなければならない。この場合において、当該景観地区に関する都市計画に定める景観法第 61 条第 2 項各号に掲げる事項は、第 15 条第 2 項第 3 号に規定する制限を踏まえて定められなければならない。

2 市長は、前項の規定により景観地区を定めた場合においては、当該景観地区に係る眺望景観確保促進地区を解除するものとする。この場合において、第 16 条第 4 項中「第 1 項及び前項」とあるのは、「前項」とする。

第 5 章 景観評価員

第 19 条 第 11 条及び第 12 条第 2 項の規定によりその事務とされた事項その他市長が必要と認める事項を処理させるため、景観評価員（以

下この条において「評価員」という。）を置く。

2 評価員の数は、5 人以内とする。

3 評価員は、都市計画審議会の意見を聴いた上で、景観に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が選任する。

4 評価員は、非常勤とする。

5 前 3 項に定めるもののほか、評価員に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 支援及び表彰

(景観形成協議会等に対する支援)

第 20 条 市長は、良好な景観の形成の促進を図るため必要があると認めるときは、良好な景観の形成に資する活動を行う団体で規則で定めるところにより景観形成協議会として市長の認定を受けたものに対し、景観に関する技術的援助を行い、又はその活動に要する費用の一部を助成することができる。

2 市長は、景観計画重点区域内における建築物の建築等又は工作物の建設等が、その区域に係る景観計画に適合し、かつ、良好な景観の形成に著しく貢献するものであると認めるときは、これらの行為をしようとする者に対し、景観に関する技術的援助を行い、又は当該行為に要する費用の一部を助成することができる。

(表彰)

第 21 条 市長は、良好な景観の形成に係る市民の意識の高揚を図るとともに、他の模範とするため必要があると認めるときは、良好な景観の形成に貢献した者又は団体を表彰することができる。

第 7 章 雑則

(面積及び高さの算定)

第 22 条 建築物の延べ面積並びに建築物又は工作物の高さ及び見付面積の算定方法は、規則で定める。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(3) 他法との関係

景観計画では、地域の実情に応じ、景観に関するほかの法律（都市計画法、都市緑地法、屋外広告物法や文化財保護法など）に関する事柄について、景観の観点から横断的に景観計画に位置付けることが可能となっているのが、大きな特徴である。

ここでは、景観計画に位置付けることができる他分野の制度について紹介する。

① 景観計画と他制度との違い

ここでは、景観形成の目的別に、各手法の効果を整理する。

〔表の見方(評価)〕

○:法的拘束力あり △:緩やかな誘導 ×:適用できない

◆良好なまちなみを形成する

	景観計画 (景観法)	景観地区 (都市計画法, 景観法) 準景観地区 (景観法)	高度地区 (都市計画法)	地区計画 (都市計画法)	風致地区 (都市計画法)
形態・意匠	△	○	×	○ 景観条例化 (※2)	○
高さ	△	○	○	○ 建築条例化 (※3)	○
壁面の位置	△	○	×	○ 建築条例化 (※3)	○
用途	×	×	×	○ 建築条例化 (※3)	×
容積率	×	×	×	○ 建築条例化 (※3)	×
建ぺい率	×	×	×	○ 建築条例化 (※3)	○
垣・さくの設定	△	○	×	○ 建築条例化 (※3)	△
最低敷地面積	△	○	×	○ 建築条例(※3)	×
屋外広告物	○	○	×	△ 建築付随看板 も含む	×
緑地の保全	×		×	△(※4)	○ 木竹の伐採
緑化	×	×	×	△(※4)	○ 開発行為等

※1 景観重要樹木に指定することで規制可能（景観法第28条）

※2 地区計画に関する形態意匠条例に定めることで形態意匠については、市町村長の認定の対象となる。（景観法第76条①）《→154p参照》

※3 建築基準法に基づく建築条例を定めることで建築確認の対象となる。（建築基準法第68条の2、建築基準法第6条）

※4 地区整備計画の中に緑地の保全、緑化を規定することで注意、勧告程度は可能。

◆歴史的・文化的な景観を保全する

	景観計画	景観地区・ 準景観地区	地区計画	伝統的建造物 群保存地区	文化的景観
形態・意匠	△	○	○	○	○
位置・規模	△	○	○	○	○
用途	×	×	○	○	×
土地の細分 化防止	△	○	○	△	○
町割等の 維持	×	×	×	○	○
歴史的建物 遺構の維持	○ 重要建造物・樹木	△ 景観計画区域内	△ 景観計画区域内	○	○
開発行為へ の規制	△	○	×	○	○

② 他の手法の概要

■景観地区（準景観地区）

根拠法	都市計画法，景観法
概要	現在すでに良好な景観が形成されている区域や今後，良好な景観形成を促進していこうとする区域に対して，市街地の良好な景観の形成を図るために，建築物の形態・意匠等を制限できる制度
適用対象地域	景観地区：都市計画区域内又は準都市計画区域 準景観地区：景観計画区域内で都市計画区域外
制限内容	① 建築物の形態意匠の制限（必須） ② 建築物の高さの最高限度又は最低限度（選択） ③ 壁面の位置の制限（選択） ④ 建築物の敷地面積の最低限度（選択）
景観計画との違い等	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法に基づく地域地区の1つであり，景観計画に比べると強制力が強く，実効性のある制度 市町村長による「認定」に基づき，建築着工の許可が下りることから，建築物の形態意匠のルールを重視したまちなみ形成を進めることが可能 必須事項に加え，上記②～④をすべて定め，かつ後退地域への工作物設置制限を行った場合において，特定行政庁が交通上，安全上，防火上及び衛生上支障がないと認める場合，斜線制限の適用除外が可能となる。

■高度地区

根拠法	都市計画法
概要	市街地の環境を維持し，土地利用の増進を図るために，建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める制度
適用対象地域	市街化区域内又は用途地域内
制限内容	高さの最高限度（又は最低限度）
景観計画との違い等	都市計画手続きを経ることから，法的拘束力は強く，定められた建築物の高さの上限を超えて建築することはできなくなる

■風致地区

根拠法	都市計画法
概要	都市における良好な自然的な景観を形成している区域に対して、その風致を維持、育成するために定められる制度
適用対象地域	都市計画区域内
制限内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 建築物の建築その他工作物の建設（建ぺい率、高さ、壁面後退） ② 建築物等の色彩の変更 ③ 宅地の造成等（適切な植栽等により覆われた率、のり） ④ 水面の埋立て又は干拓 ⑤ 木竹の伐採 ⑥ 土石の類の採取 ⑦ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
景観計画との違い等	都市において自然的な景観がある地区に対して、自然と調和した建築・開発行為を誘導する制度であり、適用エリアが限定される

■地区計画

根拠法	都市計画法
概要	小さな地域のまとまりを単位として、公共施設や土地利用、建物等に関して、きめ細かなルールを定めることができる制度
適用対象地	都市計画区域内
制限内容	<p>地区整備計画において、必要なもののみを定める</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地区施設の配置及び規模 ②建築物やその他の敷地などの制限に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の用途の制限 ・ 建築物の容積率の最高限度又は最低限度 ・ 建築物の建ぺい率の最高限度 ・ 建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度 ・ 壁面の位置の制限 ・ 壁面後退区域における工作物の設置の制限 ・ 建築物等の高さの最高限度又は最低限度 ・ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 ・ 建築物の緑化率の最低限度 ・ 垣またはさくの構造の制限
景観計画との違い等	<ul style="list-style-type: none"> ・ メニュー方式で地域のまちづくりに必要なものだけを定めることができる ・ 土地利用（建物用途の制限）について定めることが可能 ・ 建築物の建て方に係るルールは「建築条例」を定めることが可能であり、条例化により法的拘束力が強くなるため、基準に適合しなければ建築ができない

■特別緑地保全地区

根拠法	都市緑地法，都市計画法
概要	都市における良好な自然環境となる緑地において，建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全し，豊かな緑を将来に継承することができる制度
適用対象地	都市計画区域（市町村決定：10ha 未満）
制限内容	① 建築物その他工作物の新築，改築又は増築 ② 宅地の造成，土地の開墾，土石の採取，鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 ③ 木竹の伐採 ④ 水面の埋立て又は干拓 ⑤ 屋外における土石，廃棄物又は再生資源の堆積 など
景観計画との違い等	・緑地の保全に対する強制力が強く，建築物の建築等の行為は現状凍結的に制限 ・行為の許可が非常に厳しいことから通常生ずべき損失を受けた者に対する損失補償，土地の買入れが可能 ・土地所有者には，相続税・固定資産税の減免措置，土地の譲渡所得への控除が設けられている

■緑化地域

根拠法	都市緑地法，都市計画法
概要	緑が不足している市街地などにおいて，一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に，敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度
適用対象地	都市計画区域内における用途地域内
制限内容	緑化率の最低限度
景観計画との違い等	・一定規模以上（原則 1,000 m ² 以上）の敷地における建築物の新築又は増築において，一定水準以上の緑化を義務付けることが可能 ・緑化地域内において，市町村による「緑化施設整備計画認定制度」に基づき，事業者が定めた「緑化施設整備計画」について市町村長の認定を受けた場合には，緑化施設に対して固定資産税の特例措置を受けることが可能

■伝統的建造物群保存地区

根拠法	文化財保護法，都市計画法
概要	伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している地区について，その環境を保存するために定める制度
適用対象地	全域（※決定の手続きにおいて，都市計画区域内の場合は，都市計画決定，区域外の場合には，市町村条例による決定）
制限内容	① 建築物等の建築や開発行為等に対する許可基準（位置，規模，形態・意匠，色彩，土地の用途等） ② 修理・修景基準（位置，規模，形態・意匠，色彩等）
景観計画との違い等	・歴史的な価値がある建築物や建造物が一定程度集積し，まちなみを形成していることが条件となる ・歴史的に価値のある建築物のみならず，町割りや建造物等について一体的な保全・修理等が可能 ・文化財としての価値に基づく修理修繕や修景のため，自治体による裁量には限度がある ・調査から地区指定まで長い時間がかかる

■屋外広告物条例

根拠法	屋外広告物法
概要	屋外広告物の表示の場所や面積などの基準を定めることができる制度
適用対象地	行政区域内
定める事項	① 許可区域の指定 ② 許可基準（設置位置，表示面積，高さ等）
景観計画との違い等	・工作物に含まれない屋外広告物（はり紙，立看板，のぼり等）の設置に対して制限が可能 ・条例により，屋外広告業者の登録制度を導入することが可能となり，違反業者に対する指導が強化 （鹿児島県屋外広告物条例では，登録制度を導入済）

■（重要）文化的景観

根拠法	文化財保護法，景観法
概要	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
適用対象地	景観計画，景観地区又は準景観地区による景観形成が実施されている区域のうち，都道府県又は市町村の申出により選定
選定基準	1 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち，我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの ①水田・畑地などの農耕に関する景観地 ②茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地 ③用材木・防災林などの森林の利用に関する景観地 ④養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地 ⑤ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地 ⑥鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地 ⑦道・広場などの流通・往来に関する景観地 ⑧垣根・屋敷林などの居住に関する景観地 2 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの
定める内容	文化的景観保存計画に以下の事項を定める ① 位置および区域 ② 景観の保存に関する基本方針 ③ 景観の保存に配慮した土地利用に関する事項 ④ 景観の整備に関する事項 ⑤ 景観を保存するために必要な体制に関する事項等
景観計画との違い等	・選定基準に基づき，文化的価値に基づく保全のため，自治体による裁量には限度がある